

育児ファミリー・サポート・センター利用料助成要領

(目 的)

第1条 この要領は、ひとり親すわっ子会会員が、諏訪市育児ファミリー・サポート・センターを利用した場合に、その利用料の一部について予算の範囲内において助成することにより、会員の就労の支援及び育児の負担を軽減することを目的とする。

(助成金の額)

第2条 助成金の額は、会員が支払った利用料の2分の1の額とし、1人年間10,000円を限度とする。

2 前項の助成金の額の算定は月を単位として行う。

(助成金の申請方法)

第3条 助成金を受けようとする者は、別に定める申請方法により、届け出るものとする。

(補 則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事会にて決定する。

(附 則)

この要領は、平成24年4月27日から施行する。

育児ファミリー・サポートセンター利用料助成金申請方法

- 1 利用料を支払い領収書を受領する。
- 2 事前にこども課子育て支援係に電話連絡の上、領収書と申請書を子育て支援係に提出。
- 3 その場で現金を受領し、利用者申請台帳に記入押印する。
- 4 申請は月単位とする。(当月分を翌月に申請)